

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	西武建設(株)：埼玉県所沢市くすのき台1丁目11-1
停 止 期 間	令和5年8月10日～令和5年11月9日（3か月）
停止措置の理由	上記の者は、資格要件を満たさない者を営業所専任技術者として配置していた。また、経営事項審査申請において、資格のない者を技術者として技術職員名簿に記載し、同申請により得た結果通知書を公共工事の発注者に提出し、各発注者の入札参加資格を取得した。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日付で国土交通省関東地方整備局から、同条第1項の規定により指示処分を受けた。
措 置 要 件	<p>○建設業法 (監督処分の公告等) 第二十九条の五、国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十八条第三項若しくは第五項、第二十九条又は第二十九条の二第一項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が<u>第二十八条第一項若しくは第四項の規定による指示又は同条第三項若しくは第五項の規定による営業停止の命令を受けたときは、建設業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他国土交通省令で定める事項を登載しなければならない。</u></p> <p>○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じ別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。</p> <p>別表第2 8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。 イ 府外工事等における違反 3月</p>

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894
E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp